

岩手県告示第 349 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人孝仁会	宮古市大字崎鍬ヶ崎第 9 地割字大石 39 番地 27	宮古市崎鍬ヶ崎第 9 地割 39 番地 27	訪問看護ステーションほほえみ	宮古市大字崎鍬ヶ崎第 9 地割字大石 39 番地 27	宮古市崎鍬ヶ崎第 9 地割 39 番地 27	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人孝仁会	宮古市大字崎鍬ヶ崎第 9 地割字大石 39 番地 27	宮古市崎鍬ヶ崎第 9 地割 39 番地 27	訪問看護ステーションほほえみ	宮古市大字崎鍬ヶ崎第 9 地割字大石 39 番地 27	宮古市崎鍬ヶ崎第 9 地割 39 番地 27	平成 19 年 4 月 1 日